

令和8年度 第4回行政会議 会議録

日 時	令和8年7月10日(金)午前10時～
場 所	行政会議室
出 席 者	別添「令和8年度第4回行政会議名簿」のとおり

挨拶	瀬野市長
内 容	6月定例会が終了し、幹部の皆さんも議会对応お疲れ様でした。 議会では教育長の後任人事及び教育委員1名の選任について、案件を提出したが、残念ながら「不同意」という結果になった。 もちろん、私自身の調整不足もあるが、定数5名のうち3名が欠員という状態の中で、議会の同意が得られず残念に思う。引き続き、議会と調整していきたい。 また、市総合体育大会及びスポーツ振興補助金に係る補正予算も上げさせてもらったが、市民環境委員会での審議を踏まえ、「減額修正」とした。改めて対応を検討したい。 一般質問では様々な質問をいただいた。質問内容も踏まえて、しっかり議論し、各部局にて今後対応していくようお願いする。 本日の行政会議は報告事項が4件。この中で、少額随意契約に関する調査について総務部、教育委員会から後ほど報告を受ける。 先般、梅雨が明けたとのことだが、6月末にダブル台風の影響で、大雨になった。危機管理室あるいは下水道課で、対応にあたっていたいただいた職員の皆さんは大変お疲れ様でした。 昨日ちょうど下水道の関係で、府内13市町の首長と一緒に、国に予算確保の要望を行ってきた。片山財務大臣及び金子国土交通大臣とお会いし、現状をお伝えした。今後も予算確保に向けて努力していきたい。 梅雨が明け、これから非常に暑い時期を迎える。熱中症など、皆さんをはじめ、職員の皆さんも体調管理に気をつけていただき、夏季休暇も計画的に取得するようお願いする。 また週末には台風の接近が見込まれている。危機管理室を中心に、今一度災害対応、万全の準備を行うこと。

【報告】

案 件	守口市職員収賄事件再発防止策検討結果報告書について
説 明 者	西岡総務部長
提出資料	有
内 容	事案の概要としては、市民保健センターの修繕に関し、健康推進課元参事Xが特定業者による受注を前提とした不適正な契約事務を行い、その見返りとし

てとして業者から物品を受領し、収賄事件で起訴され、懲戒免職となったもの。

受領した物品は電子レンジ3台、ロボット掃除機、電動自転車、電動自転車のバッテリー2点など合計7点、金額は約 46 万円。

刑事事件の経過だが、令和8年3月5日に、大阪地方裁判所において、贈賄側である A 社の経営者代表に対して、懲役8ヵ月、執行猶予3年の判決が言い渡され、3月 12 日には、元参事Xに対し、懲役1年6ヵ月、執行猶予3年及び收受した物品の没収を命ずる判決が言い渡された。

公判では、A社代表は、会社の経営が悪化している時期に元参事Xに話を持ちかけられ、断れなかった旨、また多くの修繕を受注していたことから、断れば受注出来なくなることを懸念した旨供述している。一方、元参事Xは、金銭に困っていたわけではないが、当時業務が多忙を極め、体調が悪化する中で正しい判断が出来なかった旨、A社代表が依頼を断りにくい状況だったことも認める供述をしている。

事実関係の調査については、元参事Xやその上司・部下、その他の参考人並びに関係者であるA社、B社の合計 13 名に聞き取り調査を実施した。調査の結果、元参事Xは発注や業者選定、見積り依頼、完了確認の一連の事務を、ほぼ独断で遂行していた。他の職員はその指示に基づき、書類作成及び支払事務を形式的に処理していたにとどまっていた。

A社、B社、元参事Xのいずれも、それぞれの上司及び部下は不適正な分割発注及び相見積の実態並びに未施行の修繕を把握していなかったとしており、組織的な関与はなかったことを確認した。また、発注状況についても、全て相見積で行われていたことを確認した。

まず、A社に対しては、令和6年度に 30 件、総額 10,998,790 円、令和7年度に3件、総額 871,200 円の修繕が、いずれも少額随意契約により発注されており、このうち、3階女子トイレ便器修繕は本来 80 万円から 90 万円程度、3階執務室 OA タイル修繕は本来 250 万円以下程度を要するものだったが、結果として 50 万以下となるよう処理され、不足額は他の修繕で補填されていた。当時の随意契約の限度額 50 万以内に収めることを目的とした分割発注であり、令和6年度の分割発注は 23 件。

次に、B社に対しては、令和5年度に 48 件、総額 15,309,800 円、令和6年度に9件、総額 2,928,200 円の修繕が、いずれも少額随意契約により発注されており、このうち、2階女子トイレ和便器修繕は本来 200 万円程度要するものだったが、50 万円となるよう分割発注されており、また、「西側外壁雨漏り修繕」及び「東側外壁雨漏り修繕」は、実態と異なる修繕名称を設定した上で、外壁修繕の名目に前出のトイレ修繕の不足額を補填するために計上されていた。B社にかかる令和5年度の分割発注は3件を確認しており、その他複数の分割が行われ

	ていたことが確認できたものの、修繕箇所の特定には至っていない。 今回の事案の問題点は4点。 まず、1つ目が随意契約の限度額及び専決区分を意図的に逸脱すること目的とした不適切な分割発注。 2つ目が、特定の受注者を予定した形式的な見積徴収による実質的な無効化。 3つ目は、完了確認を元参事 X がやっていたことにより、他の職員が確認出来なかったことによる不徹底、施工実態と請求内容との乖離。 4つ目に、一連の事務を元参事 X が引受けていたことによる業務の属人化、それに伴う抑止力不全。 背景及び要因については、元参事Xによる業務の属人化及び権限集中、随意契約の限度額や完了確認手続といった制度上の脆弱性の悪用、完了確認の形骸化、また、上位者に対して部下が疑義を表明しにくい、権利勾配の発生などが複合的に作用していた。 これまでの対応としては、事案発覚を受けて令和7年10月以降、契約事務の検証及び別途調査の指示、地方自治法に基づく事務監査の依頼、並びに随意契約研修、入札談合等関与行為防止法研修、契約事務研修などを順次実施した。令和8年4月1日から少額随意契約については、見積依頼書及び仕様書を添付した事前決裁を必須として、支出命令書には、完成前後の写真添付を必須とする取扱いを実施している。 再発防止に向けた取組については、 まず、契約事務の厳格化として、契約金額に関わらず、見積依頼書及び仕様書の添付の徹底について定着を図るとともに分割防止の研修を実施すること。 次に、検収及び完了確認を厳格化し、写真の添付を徹底すること。 次に、業務属人化防止として、職務分掌の明確化や、計画的なローテーションなどで、業務が偏らないようにすること。 最後に、倫理及び契約事務等に係る研修を継続実施するとともに、契約課のマニュアルを順次見直していくこと。 まとめとして、本事案は、元参事Xの独断であったものの、組織として抑止及び是正が出来なかった点については、組織全体の課題だと考えている。本市としては、再発防止策を推進し、同様の事案の再発防止に取り組んでいくことが大事だと考えている。
質 疑 等	(助川議会事務局長) 収賄事件再発防止策の報告書となっているが、議会の認識やこれまでの会議の認識では、当然その場合の責任の所在等についても言及しなければならない。ちゃんと整理しているのか。

(西岡総務部長)

別途、分限懲戒等審査委員会で進めている。

(助川議会事務局長)

企画財政部が決算審査の中でおかしい部分に気づき、当時の部長が当該職員の上司を呼んで指摘したことなどが全然書かれていない。この懲戒処分の検討は、この報告書をもって審査するのか。

これは責任論である。決算審査でそのような指摘があったにもかかわらず、防げなかった。議会もそう言っている。委員会のやりとりでもそういう指摘があった。今誰が分限懲戒等審査委員会をしているのか分からないが、この点が報告書の内容から抜けているのは、結構大きな話。

(西岡総務部長)

分限懲戒等審査委員会で、当然、関係者のヒアリング内容もあげているので、処分の可否については、そこで明らかにしていくべきと考えている。

(助川議会事務局長)

これが報告書なので、ここにその内容が入っていないといけないのでは。再発防止策の中に、そういうことを含んでいますと言っていたと思うが、当然そういうところを含んでいないとだめなのではないか。“別途やります”だけでは、何のための報告書か分からない。

これ、再発防止に向けて検証していくのに、財政課の指摘なんかが全然入っていない。これはかなり大きいこと。委員会にも出ている。なぜ防げなかったのか、その辺りは“別途やります”とあるが、これでは何のために私たちは議論するのか。

(尾崎水道局長)

読ませてもらって、すごく気になった部分がある。

最近ヒアリングも受けたので、そこでもお伝えしたが、時系列でいうと、令和5年度の決算審査の時に、企画財政部が気づいて、私が当時の部長・次長をお呼びして、実態を示して指摘をした。そのあとは発生していないのか。

詳しい時期は財政課に聞いてほしいと申し上げたが、ここはとても大事なところ。報道にもあったが、組織として気づき、上司に指摘されていたにもかかわらず、なぜ防げなかったのかというのは非常に大きくて、この報告書を読んでいると、元職員 X が1人で全てやっていて、誰も気づかなかったとある。実際は気付いているので、なぜそこを書かないのかを聞きたい。

前向きな議論をさせてもらっている。再発防止なので、当時のその組織としての対応はしっかりと検証し、そういったところの反省点とか色々あると思う。その辺りを書かないと、正確な報告書とは言えないのではないかな。書かれていない理由が何かあるのであれば、説明していただきたい。

(助川議会事務局長)

8ページの最後に、「判断に対して疑義を表明し、又は再考を求めることが心

理的に困難であり」とあるが、この部分は誰が書いているのか。

(西岡総務部長)

職員へのヒアリング等の中で、参事がやってくれているから大丈夫だろうと考え、忙しい中で参事自ら対応していたため、言い出しにくかったのではないかと考えて書いたもの。

(助川議会事務局長)

この報告書は是認に見える。“こういうことがあったから仕方なかった”と。

令和5年度当時、長田理事、尾崎部長、私とあと何人かで委員会を立ち上げて、下水道工事に係る調査を行った。この時にも調査報告書があるのだが、今回の事案は何も調査しないのか。

例えば、下水道の報告書で記載があるのは、単純に事務の問題点。結果的に、下水道工事の事務は守口市事務決裁規程に反していると指摘している。調査というのは指摘するもの。背景とか要因ではなく、最終的に総括として何が悪かったのかを指摘する。

総括として、下水道では、予算の裏づけのないまま執行していた、これは、地方公営企業法第 24条に違反しているといわざるを得ない。工事の一時中止命令のこともあった。

結局何かというと、ガバナンスの脆弱性とコミュニケーション不足、あるいは工事に対する事務の認識の甘さ、これらが浮き彫りになっているということ。分限懲戒等審査委員会では、須田副市長と小濱水道事業管理者、教育委員会のメンバーと私も含めて審査をした結果、3名が降格となっている。これは大変厳しいものだった。行き過ぎだったのではないとも言われている。降格が3名、うち2名はもう辞めている。それくらい調査というのは大事なことで、それで判断し、最終的に市長が降格処分をする。

それをこんな曖昧な調査報告書としてあがってるので。市として、責任論も出ている中で、人事課もこれしかまとめられないのであれば、調査もできないのではないかと。調査というのはかなり重要なもの。市民への説明責任も大事。

結局、尾崎局長が言うように、安田1人が悪かったとなっている。他にも責任があるといったようなことが書かれているのであれば、どこに書いてあるか教えてほしい。処分のこともあるので、ちゃんと調査してもらわないと。下水の時はやっている。これは守口市の基準に基づくもの。

懲戒処分基準というのは人事院の指針に基づく、あるいは守口市の今までの処分経過、法令、このあたりを参考に。これも守口市の降格事案の1つ。今回はそれに近い部分があるので、調査自体が曖昧だと、分限懲戒等審査委員会のメンバーも処分内容を判断できない。しっかりと真剣に調査してほしい。

(上甲危機管理監)

調査は誰がやっているのか書いていないが、どういうメンバーで、どこがやっているのか。最終的に市長の名前で終わりというだけで、どういう体制で行った

のかが全く見えてこない。

それから、いつから誰がどういう調査をしたみたいな部分の記載がない。この第3の事実確認調査には調査対象者が書かれているが、誰が責任を取ったのかがわからない。

(西岡総務部長)

調査については、私と人事課、脇田参事で進めた。

(尾崎水道局長)

下水の時にはこの報告書をもって、調査チームとして全員説明会をさせていただき、非常に厳しいご指摘をいただいたと記憶している。その時の空気感というか、体制がちよっと違う気がする。逮捕されている事案なので、本当はもっとしっかりすべき。しっかりしていないと言っているわけではないが、それぞれの立場から、集まってやられてるのかなと思っていたが。

(上甲危機管理監)

下水のときは、事務局は契約課だったはず。総務部長、企画財政部長、理事、脇田参事が入って、下水の案件やから、そういう形で第三者みたいな形をきちんと立ち上げてやっていた。

だから、この後出てくる教育でもまさしくそうで、内部の調査を行うのに、例えば住宅まちづくり課の調査を理事がしてるのかというのはどうなのかというのがあって、第三者的な調査がきちんと出来ているのかという指摘に耐えれないのではないか。

(尾崎水道局長)

この市民保健センターの件でいうと、私自身もその当時その立場だったので、反省も踏まえて指摘するが、相当な予算を使ってる。が、この予算の裏づけはどうなっていたのか。

(林企画財政部長)

もともと需用費の不用額を流用するとのことで、修繕料等で執行した。

(尾崎水道局長)

そこが、組織としてはすごく大きな反省点だと思う。

もともと当初では 1,000 万、2,000 万なんて予算はついておらず、自由に予算を流用することができる中で、昔の知識で申し訳ないが、財政は電話があったらビットをたてて、担当課は流用できるようになる。その管理も反省すべき。

正直、この部分だけではなく、もっと大きな要因は色々ある。先ほど指摘したように、1点目は当時組織内で気づかれて、指摘までされているのに、何も改善されていない点。時系列を調べて整理してもらった方がいいと思うが、そういうところも書かないといけないのでは。

予算の裏づけも、担当課レベルで需用費をどんどん修繕のほうに流用している。企画財政部は、電話あったらビットを立てる。その結果これだけのお金を使われている。その点も組織としての反省点だから、そこを書かないといけない。

	(林企画財政部長) 今回の件で言うと、流用という言葉を使ったが、細節間なので流用ではなく、その細節の中の移動みたいなことで、担当課として決裁するもの。企画財政部に合議が回ってくるものではなく、手続の中でやっている。 (尾崎水道局長) それがいいのかどうか、私はいいとは思わない。手続上、お金は動かせるかもしれないが、果たしてそれを使っていいのか。 合っているか分からないが、光熱水費が余っているから、それを横に持って行って何でも修繕する、それを是としたら、組織運営できないと思う。ここは大きな反省であると私自身も思っている。そこを悪用されているので。 報告書には、工事の場所が把握出来なかったとあるが、令和5年度の分割を見ると、市民保健センターでこれだけの数の工事をするという実態にちょっと驚いている。通常は、老朽化対策の改修予算をとり、一発の工事で終わらせる。極端な言い方をすれば、これ全部が「分割なのではないか」と思ってしまう。細かい話、通常、トイレを別々で工事するのは疑問である。
--	---

案 件	2024 年度 第3期守口市地球温暖化対策実行計画の取組状況について
説 明 者	宇都宮環境下水部長
提出資料	有
内 容	本市では、令和3年7月、第3期守口市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、排出される温室効果ガスの削減に努めており、事務事業編の目標として、2030 年度において、基準年度 2013 年度比 40%の削減を設定した。 資料は、2024 年度の事務事業編の取組状況を一覧にしており、まず、(1) 2024 年度の温室効果ガス排出量については、CO2 の換算で 1 万 2,570 トン、基準年度比 24.4%削減という結果となった。2030 年度の目標である 40%達成に向けては、より一層の削減の取組が求められている。排出量の内訳は、90%以上を電気、都市ガス、ガソリン等の使用に伴い排出されるエネルギー起源の温室効果ガスが占めている。 次に、(2)エネルギー起源の温室効果ガスの排出量の詳細については、電気の使用による排出量が 77%、都市ガスの使用による排出量は 21%であり、二つの合計の排出量はエネルギー起源温室効果ガスの排出量の 98%を占めている。また、1 番多く占める電気については、直近 3 年間の推移を見ると、電気使用量こそ減少傾向にあるが、排出量としては高い値となっている。 今後、排出量削減に向けては、各エネルギーの使用量を減らすだけでなく、電力調達においては、排出係数の低い再生可能エネルギー由来の電力等、環境配慮の観点に基づいた物品や役務等の調達を行う必要がある。

案 件	令和7年度 教育総務課における少額随意契約の調査報告書について
説 明 者	高橋教育部長
提 出 資 料	有
内 容	まず、この報告書の作成に相当の時間を要したこと、また皆さんにお見せするまでに長期間を要したことについてお詫び申し上げます。 調査の経緯について、本件は昨年 10 月、本市職員の逮捕事案を受け、全庁的に実施した少額随意契約の緊急点検の過程で発覚した。教育委員会事務局において、契約事務の適正性を欠く事案が2件確認されたため、関係職員等のヒアリングや資料の精査を通じ、事実関係の解明、原因分析そして再発防止策の検討を進めてきた。 今回、確認された不適切な事案はさつき学園と第一中学校で発生した2件。 1件目はさつき学園の教室改修事案だが、こちらは本来競争入札すべき工事の入札を回避する目的で、複数件に分割して発注していた。さらに工事が完了していないにもかかわらず、業者に完成届等を提出させ、支払いを行っていたという不適切な会計処理が確認された。 2件目は、第一中学校の棚設置事案。こちらが入札の手続き、工事の入札逃れのため、4件に分割して発注しており、加えて、中学校費で支出すべきところを、小学校の工事名として費目を変えて、会計処理が行われていた。 これらの行為はいずれも学校現場からの早期完了の要望に応えたいという思いが一端であったものの、いかなる理由があろうとも、法令等の規則を恣意的に解釈し、逸脱した事務処理を行うことは決して許されるものではない。 事案の背景と構造的な問題として、今回の調査でこれらの事案は、担当者個人の逸脱行為ではなく、教育委員会事務局の組織全体の複数の構造的な問題が複合的に絡み合って引き起こされたものであることがわかった。 主な問題点は、4点に集約されると考えられる。 第1に、組織全体における法令遵守意識の欠如。安易に分割発注を容認した職員、それを了承した管理職員の責任は極めて重いものと考えている。 第2に、管理職によるチェック機能の形骸化。決裁プロセスにおいて、工事の実態を確認することなく書類上の体裁のみで承認がなされ、組織的なチェック機能が働いていなかった。 第3に、業務の属人化と深刻な情報共有不足。特定の職員に業務等の情報が集中し、他の職員が経緯を全く知らないという状況があった。これら職員間のコミュニケーション不足や、助言・指摘ができない風通しの悪い職場環境も一因にあったと分析している。 そして、関係課との連携不足。重要な協議を口頭のみで行い、文書による確認を行わなかった結果、認識の差を生み、不適切な判断を助長する一因となっ

	た。 事務局としては、今回の事案を組織全体の危機と重く受け止め、二度とこのような不祥事を起こさないため、再発防止策を断行したい。具体的には、第1に「意識改革と研修の徹底」、第2に「業務プロセスの可視化の具現化」、第3に「組織体制の強化」、第4に「内部統制の強化」である。 終わりに、本事案により、決算特別委員会の審議が中断し、大幅に遅れるなど、皆さま方に多大なご迷惑をおかけしたこと、この場をお借りしてお詫び申し上げます。
質 疑 等	(平田こども部長) まず、全体的な話として、この調査についてはしっかりと指摘すべき部分を明確にしていきたい。 聞き取りの結果については、ほぼ全ての方が“把握できていない”というのが結論になってしまっていて、結局“把握できていないからどうだったのか”というところが全く見えてこない。また、1人の職員が正直に答えること自体が、全体で見ると、この職員は何かやっていたのではないかと感じたので、そこについては、考え直していただきたい。 また、先ほど上甲危機管理監からも話があったように、調査する体制に関して、当初から私は、隠蔽する可能性がある身内同士で調査するのはいかなものか、総務部も別途入るべきではないのかといった話をさせてもらっていたが、そこは調整を行わないという話だった。この調査報告書を見る限り、ある場面では教育部次長がヒアリングしている。ヒアリングする側として、場面が変わればヒアリングを受ける側になる。このような調査の仕方というのが、実際にどうなのか甚だ疑問に思っている。まずそこを1点指摘しておきたい。 (上甲危機管理監) 私の記憶では、行政会議で「総務部が入るべき」と言ったと思う。市長もその時、総務部に入るよう指示していたと思うが、なぜこの体制だったのか疑問。 平田部長は以前からそういう指摘をされていて、私もそう思っていて、教育部長とか教育部次長が教育委員会の職員を調査することには違和感がある。きちんと公正・公平な調査ができるのかというのはすごく感じていた。 見ると、第4回の学校長のヒアリングは、都合上教育監と教育部長の2名でとなっているが、こんなのでは、とてもではないが報告書として耐えられないのではないか。 (平田こども部長) 14 ページのまとめのところで、今回については非常に課長の責任は重い、上司である教育委員会事務局の次長、部長も今回の事案の責任は免れないと書いている。そういう責任は免れないといっている職員がヒアリングを行ってるので、そこは非常に疑問。

何点かあるが、全部話すと、1日で終わらないので要点を絞っていく。

まず、5ページの学校長の聞き取りの部分について。

学校長は「冬休みにして欲しいということを、教育総務課長に言ったかどうかの記憶はない。申し訳ないがわからない。」、「11月に参観があるので、工事はそれ以降にしてほしいと業者には言った。」とある。冬休みにしてほしいこと、11月の参観以降にしてほしいということを言ったかどうか記憶にないと言っているが、これは教育委員会で聞き取りされた正しい内容ということによろしいか。

(高橋教育部長)

3月18日に実施したヒアリングをそのまま載せている。

(平田こども部長)

これまでの行政会議か部長会議かは分からないが、百条委員会の議事録を突合していくという話だったと思うが、百条委員会で校長は何と言っているのか。

私の方から申し上げる。

何人かの委員から、何回か聞かれ、林主任には伝えているという話は何回もあった。最後の締めめの質問でも、林主任のほうに参観が終わった後に工事をずらしてほしいという話をしたこと、また前後は別としても、その話を林主任には伝えているということは、一応水野課長に言っているとの認識でよろしいですかという質問に対して、校長は、「その認識で結構です。」と答えている。それ以外にもいろんな箇所でおっしゃっている。主任にはということをおっしゃっている。

教育委員会での聞き取りが正とするならば、百条委員会でのこの校長は虚偽の発言をされたという話になってくる。どちらが正しいか私は分からないが、百条委員会が虚偽であれば、それなりの処罰をしていただく必要があるし、そうでなければ、この部分は改めて確認が必要になってくると思う。

今読み上げたのは、まだ未定稿の議事録で、昨日頂いたのだが、教育委員会にも渡しているのではという話をしていた。

(助川議会事務局長)

今のこの文書を読んでも、教育委員会で調査するのは無理があり、文書も作為ではないのか。百条委員会で、林主任に言っていたと校長が何回も言っている。やりとりは林主任としていて、山根さんとはしていない。水野課長にも、前後は分からないが、言ったと。その前には、水野課長とは教員同士でよく話しており、この時も話していると言っている。文書だけ見たら、何となく言い回しがわかりにくいというように、水野課長は「分からない」と逃げることができる。

教育委員会の調査報告書には、林主任に触れていない。林主任が知っていたことを教育委員会は確認しているのか。作為である。身内を庇っているだけではないか。林主任は「知らない」と言っている。校長は林主任に何回も話していると言ってる。この部分が抜けている。例えばこの点1つとらまえても、皆さん言うように、このメンバーでは無理なのではないか。

もう1点は、住宅まちづくり課とのすれ違い。もう設計すると入札では間に合わ

ないから、住宅まちづくり課も「教育がいつもやっている分割でやったらどうですか」と。「それは言っていない」と言っている。こっち側は聞いたって言っている。それで、ずっとそのまま進んだという話。これも、その職員からしたら、言ったことが事実であって認めてしまったら、今回の案件も住宅まちづくり課が指導したということになる。組織として大きなこと。まず、誰が指導しているのかということで、意見が食い違ってる。

調査に長田理事が入ることも不適切であり、教育部次長も入っている。もう全てちゃんとしたことをやっていない、作為的にやっている。これでは調査報告書にならない。福本議員の質問でもあったように、1人のせいにはしていると、そこを問題視している。

7月末までに議会に報告するということを答弁でも言っていた。私も高橋部長には言ったが、やるのであれば、ここがおかしいと指摘しなければならない。そういう腹がないと、みんな丸く収まることなんてできない。

客観的に判断できないのであれば、それはしなければならないと話をしたが、結局逆、「作為」である。例えば、林主任のことには触れていないが、校長は言っている。繰り返すが、林主任は知っているにもかかわらず、知らなかったと嘘を言っている。それを隠すために報告書には書かない。身内だから。こんな作為的な報告書をあげてくるようなことをしたら、教育委員会は無理。百条委員会になっている案件。山根さんは百条委員会にも出ている。その調査である。

(上甲危機管理監)

百条委員会の議事録は確認しているのか。

(高橋教育部長)

見ている。

(上甲危機管理監)

見た上で、校長先生の言っていることが、百条委員会と今回の教育のヒアリングとでは異なっていないのか。

(高橋教育部長)

百条委員会の議事録を見る限り、校長先生も、そんな記憶があるとか、そのようなニュアンスでの発言である。そのため、我々がヒアリングした際の林主任に対する発言を報告書に記載しており、百条委員会で上がってきた議事録を読んでも、断定できるものかどうか定かではなかったため、このような報告書とさせていただいた。

(長田理事)

住宅まちづくり課の部分については、ただ単に録音テープを起こしているだけのものが載ってる。それはそのまま載っているのか。

(尾崎水道局長)

細かい話かもしれないが、根本的にこの報告書を読んで1番明らかにしないとイケないのは、教育総務課から住宅まちづくり課に対する“従来通りの方法で進

める”とのやりとり。教育委員会としての“従来通りの方法”というのは何か。

(高橋教育部長)

おそらく少額随契でやるということ。

(尾崎水道局長)

ということは、従来からそういうやり方をしているということ。

今回の少額随契の件、さつき学園と第一中学校だけあがってるが、前に部長会議が終わった後も意見交換をしたが、教育委員会として、過去からこのような少額随契の手法をとっていなかったのかどうか、はっきりしているのか。

このさつき学園と第一中学校のこと以外で、従来から、便宜的に、学校からの要望に速やかにこたえるために、分割的に発注をするということはなかったのか。

(高橋教育部長)

あった。

(尾崎水道局長)

だからそれが従来どおりの手法。今回聞いている、聞いていないの問題ではなく、それが事実なのであれば、ずっとこのような仕事のやり方をしているということ。

だから今回、校長先生が言ったのか、言っていないのか、主任が知っているのか、知らないのか、工事が済んでいないことを課長は知らなかったとか、色々報告書に書いてあるが、ずっとこんなやり方をしているのではないか。

過去からこういうことがあるというのであれば、しっかりと過去の担当者からもヒアリングしておくべきではないか。実際やってるのか。

(高橋教育部長)

令和6年度については、一度ヒアリングを実施している。

(尾崎水道局長)

令和5年度や4年度、さらには3年度、2年度の職員からヒアリングしたのか。

(高橋教育部長)

まだ聞いていない。

(尾崎水道局長)

聞いてないのか。でも、あったのはあったのか。

(高橋教育部長)

6年度は確認できている。

(尾崎水道局長)

一番重要なのは、教育委員会として数多くの公共施設を持ってるので、学校とのやりとりの中で、今回のような事案は散見されるのではないかと私は予想している。それを裏づける言葉が、まさに「教育委員会の従来通りの方法で進める」、この言葉である。

だからそこは、この件だけではなく構造的な問題があったから、さっきの保健

センターの話と同じようになるかもしれないが、組織全体として反省すべきことは反省しないといけないし、それが事実であれば、そういうことも掘り下げていかなければならない。

加えて、批判を恐れずに申し上げると、学校現場の緊急的な要請に応える必要があるといったようなことを言っているが、ほかの公共施設ではこんなことはしない。コミュニティセンターで利用者の方から、急いでくれと言われても、分割発注までして急ぐことはない。教育委員会としての学校現場との関係。

1つ例を申し上げると、先ほど出た下水道工事でも思い出すが、立て坑の位置について当時の校長先生が代わったら、次の先生が「この場所はやめてくれ」と言った。下水道部局は、教育委員会事務局と大した調整もせずに、その学校現場の先生の意見をそのまま聞いて立て坑の位置を変えた。これが、市全体としてどれだけの影響が出るのか。そういう構造的な問題があるから、学校の立場から契約の制限とか分かっていない部分があるみたいなことが書かれていた。構造的におかしいから、そういうところを明らかにしていけないと、下水の部分なんか非常に大きな例だと思う。

何か全体を読んでいると、学校の要望に応えないといけないから、その気持ちもあってみたいな書きぶりになっているが、そんなこと行政の報告書で外向きに言えるのか。さらに言うと、「課長は知識不足で」みたいなことを書くのか。我々は地方自治体であり、そのような人事異動もありうる。そんな前置きは必要ないと思うが。

(助川議会事務局長)

調査は、聞き取りした内容を書くのではない。教育委員会としてどこが悪いのか、誰が間違った供述をしているのか等、そのような判断をしてほしいと言っている。なおかつ、それが懲戒処分判断の元となる。

だから調査というのは大切。何もしないと、いわゆる管理職みんなに責任があると言えば、分限懲戒等審査委員会でも判断できないし、何も判明しない。委員さんも困る。公務員なので、言った、言っていないが間違ったら虚偽になる。以前に、従来のやり方でやったらいいと言っているに関わらず、「言っていない」となれば、それは虚偽である。知ってても、知らなかったでOKなのであれば、他の職員みんなこのやり方をする。

客観的に見たら、やはりこの人はここがおかしいということが判明し、指摘せざるを得ないといった流れに本来ならないといけない。そうでなければ、さっきの収賄事件のようなことも組織内に蔓延してしまう。教育委員会も、しっかり考えてやってほしい。

(尾崎水道局長)

今日の行政会議で、我々委員は報告書に関して色々意見を言っているが、庁内調整はどうなっているのか。この報告書は総務部とか、企画財政部も入って、もちろん市長まで上げて、「了」となっているのか。決裁は終わっているのか。

	(西岡総務部長) 決裁は終わっている。 (上甲危機管理監) 教育も決裁終わっているのか。 (高橋教育部長) 決裁は終わっている。 (尾崎水道局長) 組織として、報告書はこれでOKという決裁は終わっているのか。 (助川議会事務局長) ちょっと話変わるが、公文書差し替え事案の処分は検討しているのか。 (西岡総務部長) 検討を進めている。 (助川事務局長) 内容的に確定しているため、速やかに進めてほしい。 (西岡総務部長) 承知した。 (平田こども部長) 分限懲戒等審査委員会は、どのようなメンバーを想定しているのか。 (西岡総務部長) 水道事業管理者、理事、企画財政部長。 (平田こども部長) 企画財政部長はその他市長が指名する者ということか。 (西岡総務部長) そのとおり。 (尾崎水道局長) 話が戻るが、この2つの報告書は、議会答弁で7月中には提出するとの話があったと思うが、どうやって提出するのか。渡しに行くだけか。 (西岡総務部長) 全員説明会をすべきなのか、会派ごとに説明するのか、議会にお聞きしたいと思っている。 (林企画財政部長) 報告書に関しては、もちろん行政会議に報告案件として報告するにあたり、それぞれ決裁を取っていると思うが、今回両報告書に関して様々な意見が出た中で、どのように対応していくのか、あれば説明をお願いします。 (助川事務局長) 分限懲戒等審査委員会っていうのは、当事者を抜くと思う。自分の部が関わっていたりしたら。例えば長田理事のところで何かあったら、判断材料で、当然理事は対象外となる。
--	--

(西岡総務部長)

都市整備部であった場合、直接の部下だったら。

(助川議会事務局長)

これ、今、庁内の職員みんな見ており、これだけの不手際、収賄、百条委員会で案件になっているにもかかわらず、誰も処分しないのかという議論は出ている。議会にも上がってきている。何が大事かというと、審査する委員はこの内容をもとに判断する。だから、しっかりしておかなければならない。

私は3人やっている。当然、最後は市長が決定することになるが、当時私も意見を述べた。人事課が降格相当といって、私もその内容を吟味し、ディスカッションもやる。それで3人に処分した。今守口市ではそれがスタンダード。

先ほど言ったように、ガバナンスの脆弱性、コミュニケーション不足、財政に対する認識の甘さ、確実に内容は一緒。教育委員会はちゃんと内容を審査、調査してほしい。

ずっとこの間言っているが、教育委員会のこの報告書の内容では、懲戒処分は無理。議会とか関係ない。身内でできるわけない。人の処分、不利益処分って相当重いこと。

(尾崎水道局長)

それは庁内合意をとっているのか。

(西岡総務部長)

教育のこの報告書をもって懲戒審査にかけることは考えていない。また改めて総務部として調査をしていく。

(尾崎水道局長)

内容が違ったらどうするのか。

教育委員会が調査して報告書をまとめ、議会にも報告するのに、何でもまた別で調査するのか。

(助川議会事務局長)

西岡部長、安易な回答はやめてほしい。

(西岡総務部長)

下水の時は下水の報告書をいただき、総務部で調査した経緯があった。

(尾崎水道局長)

何を調査するのか。「聞いてましたか」とか。

(助川議会事務局長)

報告書以外に下水の時は調査していない。聞き取りを人事がやったのか。

(西岡総務部長)

人事が行った。

(助川議会事務局長)

どんな聞き取りか。

(尾崎水道局長)

何を調査するのか。

(西岡総務部長)

下水のときは、改めて人事課でもヒアリングを実施した。

(助川議会事務局長)

確認行為ではないか。本人の供述をとるとか、これ間違いないですかとか。

新たな事案を調査するという意味ではないのでは。

(西岡総務部長)

報告書をもとに、こういうことがありましたかとか。

(助川議会事務局長)

報告書をもとにやるのは、私もやっていた。

尾崎局長は「新しくやるのか。」と聞いている。だから、そこは曖昧にしないでほしい。令和5年度は3人も降格になっている。ちゃんと調査してほしい。

(平田こども部長)

総務部か教育部かは分からないが、どうするのか。このまま出してしまうのか、それともやり直すのか。

聞きたいことはたくさんある。もう1回やり直すのであれば、別途伝えることにするが、そうでないのであれば、全部1つ1つ聞いていきたい。

(瀬野市長)

もう決裁も終わっているんで、細かいところをどこまで変えるか。総務部の報告書で意見が出たように、これから再発防止という観点でいくと、そこをきちっと分析して、報告書にも記載しておいた方がいいとの意見が出た。

教育委員会の方も、百条委員会での証言内容と事実が異なるかもしれない。ただ、ヒアリングした際に答えていないことを書くわけにもいかないので、こう答えたというのは報告書に書いてある。だから、その百条委員会で証言している内容と、教育委員会が独自で調査したときに答えてもらった内容と、それも嘘を書くわけにはいかないので、テープを起こして書いてるとあったが、書いた上で、本人に改めて確認するのか、それとも、注釈を入れて、そこに、百条委員会での証言を記載する方がいいのか、そのあたりは分からないが、実際にヒアリングした中身を書いた上で、どう編集するのかは考えたほうがよい。

(小濱水道事業管理者)

百条委員会で証言している内容と、この調査結果の内容とに差異があると問題は大きい。さっきから言うように、百条委員会の中で虚偽発言をしたということになれば事が大きくなるため、そのあたりは一度ちゃんと聞く必要がある。

(瀬野市長)

百条委員会ではこう証言しているが実際はどうなのか、改めて確認する方がよいのでは。

(小濱水道事業管理者)

そちら側でちゃんと答えているのであれば、それが基本ベースになるのではないかな。

(上甲危機管理監)

これでは調査報告書にならない。百条委員会ではこう言ったが、今回のヒアリングではこう言ったから、そちらを書いたとなると、どうということだという話になる。

(小濱水道事業管理者)

先ほどから分限懲戒等審査委員会の話が出ているが、報告書をもって、審査委員会にかけられた際に、百条委員会と全然違うような内容で記載されていたら、我々はどこまでいっても、その報告書の内容で判断する。だからそこに虚偽があったという話になってくると、こちら側も非常に大きな責任を持っているので。

だから、そういう意味からすれば、この報告書の決裁は終わっているかもしれないが、もう一度ちゃんとやり直さないといけないのでは。

なおかつ、その調査体制にしても、教育委員会で一旦やって、その後また総務部で確認行為をやりますという、そんな悠長な時間はないのでは。7月中には議会に報告すると言っているのではないかな。

調査にどこの部署が入っていくかは、みんなで決めてくれたらいいが、今の状態で、議会に報告できるような報告書にはなっていないと思う。最初に報告書を見たときに、色々思うことはあったが、私は百条委員会の議事録の内容は知らない。そこも含めて、もっと責任を持ってやるべき。

(棹本教育監)

御指摘ありがとうございます。

今のご指摘を踏まえて、また、調査体制もご相談させていただいた上で、記載内容等、変更させていただき、議会の報告等をさせていただきたい。

(尾崎水道局長)

繰り返しになるが、先ほど申し上げた過去から教育委員会でどのような事務が行われていたのか、是非とも調べていただきたい。そうでなければ、この時の人たちだけが処分対象になる、もしくはこの時の人たちだけが不適切にやっていたみたいな話にもなりかねない。

今回のさつき学園と第一中学校の件だけ、もしくはさつき高橋部長がおっしゃられた令和6年度はちょっと散見されたぐらいであればいいのだが、ずっとそれが組織的に代々引き継がれてきたとなると、全然話は変わってくる。

何回も申し上げている。林部長にも。もし、しない理由があるのであれば説明してほしい。私も公務で参画して意見してるわけなので、それをしないならしないでも構わない。過去の担当者、それは上の教育部長とか総務課長は知らないかもしれないが、当時の担当者に遡って学校の対応を1回聞いてみたらどうか。原田さんがいてる時も言っていた。何回も言ってる。それを何故しないのか、私は不思議で仕方がない。

例えば、教育の管理課長をされていたから、いやその時はないって言うのであれば、ないでいいのだが、担当者が本当にしていなかったどうか分からないのでは。だから一度聞いてみたらと何回も言っている。

教育委員会に構造的な問題があったかもしれない。再三言うが、複数の公共施設を持っているので、効率的に事務するためにそのようなことをしていたのではないか。そこは、振り返って1回反省すべきところは反省しないといけない。なぜ誰もそういう発想に立たないのか、聞いてみたい。

来て1年目で、許してくださいというのは通るわけがない。教育委員会がそういう人事をした。教育委員会の人事って最終はどこで決めているのか。例えば指導主事である水野さんを教育総務課長に配置したのは、どこで決めているのか。

(上甲危機管理監)

最終決めているのは、教育委員会である。

(尾崎水道局長)

1年目とか関係ない。指導主事の人を教育総務課長に配置したことへの反省はないのか。それが全てダメと言っているわけではないが、異動してきて1年目だから、そんな知識も何もないと報告書に書いてあるが、我々事務職員には全然関係ない。

(増田健康福祉部長)

適材適所が原則。

(尾崎水道局長)

当然である。現実から目を逸らしている場合ではない。

ちょっと苦言を申し上げるが、庁内でいろいろ検討されていると思うが、総務部や、企画財政部は、なぜこれで了としているのか。ちょっとその感覚が私には受け入れがたい。このような意見交換はなされてるのか。

行政会議の議事録は皆読んでいると思うが、会議では意見を言う人だけが言ってる状況。この報告書については、庁内会議等で意見を出し合っているのか。決裁前に報告書が示され、当然総務部や企画財政部も集まっているのでは。

(西岡総務部長)

報告書の決裁については、それぞれの部でやっている。

(尾崎水道局長)

報告書をまとめるにあたって、関係部局が集まり、中身を見てもらい、これでいこうと思っているがどうかなど、みんなで意見を持ち寄ってやっているのでは。

(瀬野市長)

それはやっている。

(尾崎水道局長)

やっているのであれば、そのときにどんな意見が出ているのか。みんなこれでいいと言っているのか。人それぞれの考えがあるから、これで了として最終決裁

	までおりていると思うが、庁内でどのような意見交換がなされ、どのような議論を行って物事を進めているのか。7月中に市議会に対して報告をすると約束してるわけなので、みんな悠長にしているわけではないと思うが、どれぐらいの気持ちを持って集まり、ああでもない、こうでもないで議論しているのか聞いたかったのだ。それはやっているだろうということであれば、そのように受け止めておく。 (瀬野市長) もちろん企画財政部も、総務部も、教育部もやってくれていると思うが、今日いただいたような意見、そこは至っていないというところは私も含めて事実。そこは、改めて、総務部と教育委員会の方で、この内容をもう一度精査して、議会に報告できるように、今日の意見も踏まえて関係部局で進めるように。 (平田こども部長) 修正していただけるという話なので、1点だけお伝えしておきたい。 14 ページのところの3段目、これまで教育委員会としては、1人の職員を云々という話ではなく、あくまでも組織全体としてというのが課題、問題というふうに、途中から話がすり変わってきたと思っているが、今回の問題は特定の職員の行為にとどまるものでなくとの記載がある。この報告書のまとめ方を見ると、やはり1人の職員の行動に問題があったというふうに読み取れると思う。 そのため、この表現はちょっと変えていただきたい。しっかりと組織としての問題と捉えていただきたいので、このあたりはしっかりと再考願う。
--	---

案 件	八雲中学校区義務教育学校建設工事請負契約に係る第三者調査について
説 明 者	西口会計管理者(兼)会計室長
提出資料	有
内 容	まず「概要」について、今回の契約事務において、入札参加者が1者、落札率が100%となったこと、また、当該共同企業体の構成員が、他の案件で談合の疑いにより、公正取引委員会からの立入検査を受けていることを踏まえ、このたびの調査を進めている。 次に、「委託先」について、今回は、大阪弁護士会に対し、独占禁止法及び官製談合防止法の法令に精通した弁護士の紹介を依頼し、紹介を受けた弁護士法人である三宅法律事務所所属の弁護士に調査を委託している。 また「期間」について、令和8年6月 11 日付けで、業務委託契約を締結し、8月 11 日までに調査を完了し、調査報告書を提出いただくことを予定している。 現在会計室を通じて、本事案の関係職員の方々には、法律事務所が行う調査に御協力をいただいている。引き続き必要な調査への御協力をお願いする。 最後に、「今後の対応」について、当該調査結果は、まとめ次第、調査報告書を弁護士から提出していただく。報告書については、市として内容を確認し、可能な限り速やかに議会へ報告を行った上で、市ホームページ等で公表予定。

【その他】

そ の 他	—
説 明 者	平田こども部長
提出資料	無
内 容	先ほどの話の中で、懲戒処分の仕方については、報告書等を提出した上で、分限懲戒等審査委員会で判断していくという話だったと思うが、本会議で、総務部長のほうから、分限懲戒等審査委員会から調べてくれという指示があったという話があったが、もう一度、説明をお願いしたい。
質 疑 等	(西岡総務部長) 現在は、調査を始めるにあたり、分限懲戒等審査委員会に調査の目的、範囲を事前にお諮りしており、それをもって調査に進んでいくという形になっている。

そ の 他	—
説 明 者	上甲危機管理監
提出資料	無
内 容	前回の本会議で消化不良なことがあったので、総務部長に見解を聞きたい。 パワハラの件だが、市長へのパワハラの手紙があり、自治法 100 条権限に基づいて、百条委員会としてパワハラとなったが、市長は、それを真摯に受け止めるけれども、自身の主張は認められなかったことは残念であり、自身は今もパワハラとは思っていないので、自らの処分等もしないと。これは市長ご自身の考えなので、これに対して意見はない。 しかし、我々一般職員のときは、当然こういうパワハラ事案があった際は、当然パワハラした側、された側とで主張が食い違う。した人間が常に言うのは、「いやこれは指導の一環です」と。「これができないとマネジメントは出来ません。」と言い続けてきた。 それがやっぱり1時間、2時間立たして、過度の叱責をしていたというのは、労基法や客観的な基準に照らしてこれはパワハラだということで、本人が自分自身はパワハラじゃないと認めていなかったとしても、公平公正処分、人事課なり分限懲戒等審査委員会できちんとした基準を調べて、これはパワハラ認定しようと思っているというような事務局案を照らして、顧問弁護士等にも確認した上で、本人が納得していなくとも処分していた。 分限懲戒等審査委員会に一定の基準が示された場合に関しては、客観的な事実に基づき、一般職員であれば、自分自身が納得しなくても処分される。 今も一般職員の取扱いに変わりはないという考え方でいいのか。
質 疑 等	(西岡総務部長) 公正職務等審査委員会で認定されたら、それを分限懲戒等審査委員会にお諮りして、その結果、どのような分限懲戒等をされるのかはわからないが、そこで一定の見解が示される形になる。

(上甲危機管理監)

第三者機関が出した答えに関しては、もう当然従っていかなければならないという形は、今も一般職は変わらないということでよいか。

(西岡総務部長)

公正職務等審査委員会から答申を受けて、それを分限懲戒等審査委員会に諮り、その結果どういう処分になるかは分からないが、その通り。

(上甲危機管理監)

決まったら当然、甘んじて受けいれなければならないという形か。

それを公平委員会に訴えるとか手はあると思うが、基本はそういう形になるということではなかったか。

(西岡総務部長)

その通り。

(平田こども部長)

私自身、公正職務等審査委員会と百条委員会と、両方とも証人として出ているが、仮に公正職務等審査委員会で私がハラスメントと言われ、百条委員会ではハラスメントではないと言われた場合は、どこまでいっても公正職務等審査委員会のほうが優先されるということでもいいのか。

(上甲危機管理監)

そこは公正職務審査委員会での意見も百条委員会での意見も、それぞれ分限懲戒等審査委員会できちんと資料に基づき審査する形になるのではないか。

(助川議会事務局長)

職員はそれで進めていくことは分かる。最終的には市長が答申なりを受けて分限処分を出す。私も部下を持っているので、「これは指導の一環」と言うこともある。市長が今同じ状況(特別職か一般職かは異なる)。

では、何が違うのか。指導の一環でやったと言い続けても、その処分を下すのは市長。それはおかしいと思う。処分される側からすれば、指導の一環だと言っているのに、何かいろいろ審査会にかけられる。職員も「真摯に受け止める」と言うものの、指導の一環と信念があれば、全部不服申し立てするようになる。客観的に色々照らし合わせて、市長が判断される内容ではあるが。

当然、公正職務とかにその職員のことは説明しないといけない。審査する側が、職員の主張を聞いてあげないといけない。職員だけが、ルールに則って行われると、道義など何もなくなる、処分を受けるほうの主張はどうなるのか。答えは必要ない。これ職員みんなが言うと思う。

(尾崎水道局長)

西岡部長にもお願いしているが、市としての今回の百条委員会の報告書ではなく、報告書に書かれてるハラスメントについての受け止めをまた教えてほしい。